

景観審議会規則をここに公布する。

景観審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第2条第1項の規定による許可（同条例別表第4に掲げる特例基準に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）第7条第1項の規定による景観形成等基本方針の決定又は変更に関すること。
- (3) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
- (4) 景観条例第8条第1項又は第3項の規定による景観形成地区の指定又は変更に関すること。
- (5) 景観条例第9条第1項の規定による景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (6) 景観条例第12条の2第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る勧告に関すること。
- (7) 景観条例第13条第1項の規定による建築物等その他の物件に係る要請に関すること。
- (8) 景観条例第15条第1項又は第3項の規定による広域景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (9) 景観条例第16条第1項の規定による広域景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (10) 景観条例第19条の2第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る勧告に関すること。
- (11) 景観条例第20条第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る要請に関すること。
- (11)の2 景観条例第20条の4第1項又は第3項の規定による景観形成重点区域の指定又は変更に関すること。
- (11)の3 景観条例第20条の5第1項の規定による景観形成重点基準の決定又は変更に関すること。
- (11)の4 景観条例第20条の7第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る命令に関すること。
- (11)の5 景観条例第20条の7第2項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る命令に関すること。
- (12) 景観条例第21条の2第1項又は第3項の規定による星空景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (13) 景観条例第21条の4第1項の規定による星空景観形成照明基準の決定又は変更に関すること。
- (14) 景観条例第21条の6第1項の規定による照明器具の設置又は使用に係る命令に関すること。
- (15) 景観条例第21条の10第1項又は第5項の規定による景観形成重要建造物等の指定又は指定の解除に関すること。
- (15)の2 景観条例第21条の14第2項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関すること。
- (15)の3 景観条例第21条の18第1項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関すること。
- (15)の4 景観条例第21条の20第2項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関すること。

- (15)の5 景観条例第21条の22第1項又は第5項の規定による景観遺産の登録若しくは変更又は登録の抹消に関する事。
  - (16) 景観条例第22条第1項の規定による大規模建築物等景観基準の決定又は変更に関する事。
  - (17) 景観条例第25条の2第1項の規定による大規模建築物等に係る勧告に関する事。
  - (18) 景観条例第26条第1項の規定による大規模建築物等に係る要請に関する事。
  - (19) 景観条例第27条の2第1項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関する事。
  - (20) 景観条例第27条の2の4第1項の規定による特定建築物等に係る勧告に関する事。
  - (20)の2 景観条例第27条の2の5第1項の規定による特定建築物等に係る命令に関する事。
  - (21) 景観条例第27条の2の7第1項の規定による特定建築物等に係る要請に関する事。
  - (22) 景観条例第27条の7第1項の規定による審査意見書の作成に関する事。
  - (23) 景観条例第27条の8の2第1項の規定による再審査意見書の作成に関する事。
  - (23)の2 景観条例第27条の18第1項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関する事。
  - (23)の3 景観条例第27条の19第1項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関する事。
  - (24) 景観条例第27条の22第1項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関する事。
  - (25) 景観条例第27条の22第3項の規定による空地の利用等に係る勧告に関する事。
  - (26) 景観条例第29条の6第1項の規定による公共施設景観指針の決定又は変更に関する事。
  - (27) 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「広告物条例」という。）第4条第1項第1号から第3号まで、第7号から第10号まで若しくは第12号から第15号までの規定による区域又は同項第18号の規定による地域若しくは場所の指定に関する事。
  - (28) 広告物条例第5条第1項第6号又は第14号の規定による区域又は物件の指定に関する事。
  - (29) 広告物条例第6条第2号から第4号までの規定による区域の指定に関する事。
  - (30) 広告物条例第11条の規定による許可の基準の決定又は変更に関する事。
  - (31) 広告物条例第23条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による広告景観モデル地区の指定又は変更に関する事。
  - (32) 広告物条例第24条第1項の規定による広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の決定又は変更に関する事。
  - (33) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）第7条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による緑豊かな環境形成地域の指定又は変更に関する事。
  - (34) 緑条例第8条第1項の規定による地域環境形成基本方針の決定又は変更に関する事。
  - (35) 緑条例第13条第1項（緑条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による環境形成区域の指定又は変更に関する事。
  - (36) 緑条例第15条第1項の規定による地域環境形成基準の決定又は変更に関する事。
  - (37) 緑条例第16条（緑条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による開発行為の許可又は開発行為の内容の変更の許可に関する事。
  - (38) 緑条例第32条第1項又は第33条第1項の規定による整備計画の認定又は整備計画の変更の認定に関する事。
  - (39) 前各号に掲げるもののほか、風致地区内における建築等、景観の形成等、屋外広告物及び緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項に関する事。
- 2 審議会は、風致地区内における建築等、景観の形成等、屋外広告物及び緑豊かな地域環境の形成に関する事項について、知事に建議することができる。

（組織）

**第3条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県議会の議員
- (3) 関係市町の職員

(4) 関係行政機関の職員

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

**第8条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

## 景観審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、景観審議会規則（平成21年兵庫県規則第50号。以下「規則」という。）第9条の規定により、景観審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

### (委員以外の出席)

第3条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

### (代理出席)

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の承認を受けたときは、会議において、文書又は代理人の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。ただし、代理人の出席する場合は、会議開催前に委任状を会長又は部会長に提出しなければならない。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の場合は、非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### (部会の議決をもって審議会の議決とする事項)

第6条 規則第2条第1項第1号から第38号までに規定する事項に関しては、規則第7条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とするものとする。

2 前項の規定により議決を行ったときは、部会長は、これを会長に報告するものとし、会長は、必要があると認めるときは審議会を招集し、部会長にこれを報告させることができる。

### (議事録)

第7条 会長又は部会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を調整するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 案件の内容
  - (4) 審議の概要
- 2 議事録に署名する委員は1名とし、会長又は部会長が指名する。
- 3 議事録は、原則公開とする。ただし、次に掲げる事項は非公開とする。
- (1) 発言した委員の氏名
  - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
  - (3) 情報公開条例第6条各号に該当すると認められる内容
  - (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。